

平成25年1月1日から新しい 家事事件手続法が施行されます。

手続の基本に関する規定の整備
当事者等の手続保障を図るための制度の拡充
手続をより利用しやすくするための制度の創設・見直し



法務省

法務省のホームページ・アドレス
<http://www.moj.go.jp>

法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111

平成25年1月1日から新しい家事事件手続法が施行されます。



はじめに

新しい家事事件手続法が平成25年1月1日から施行されます。

この法律は、家事事件の手続をより利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするために、昭和22年に制定された家事審判法を全面的に見直し、手続の基本に関する規定を整備するほか、当事者の手続保障を図るための制度の拡充、手続を利用しやすくするための制度の創設・見直しなどを盛り込み、旧家事審判法に代わるものとして新たに制定されたものです。



■ 新しい家事事件手続の概要

1 手続の基本に関する規定の整備

管轄、代理、不服申立て等の手続の基本に関する規定について整備しています。
具体的には、

- 管轄については、これまで最高裁判所規則で規定されていた土地管轄の規定を法律で定めることとし、管轄違いを理由とする移送の申立権を付与するなどの整備をしています。
- 代理については、法定代理人と手続代理人の代理権の範囲を明確化するほか、当事者等の手続追行能力を補充するために裁判所が職権で弁護士を代理人に選任することができる手続を新たに設けるなどの整備をしています。
- 不服申立てについては、抗告審において当事者等に反論の機会を保障するための手続を設けるなど、即時抗告の抗告審の手続について明確な規定を置くほか、特別抗告、許可抗告、再審の手続についても規定を整備しています。



2 当事者等の手続保障を図るための制度の拡充

当事者や裁判の結果に利害関係を有する者の手続保障を図るために制度を拡充しています。例えば、

- 参加制度の拡充
従前の参加制度では参加人の権限等が不明確でしたので、これを見直し、裁判の結果に利害関係を有する者が家事審判及び家事調停の手続に主体的に関与することを容易にするため、手続に参加することができる者の範囲や参加した者の権限を明確にしています。
- 記録の閲覧等に関する制度の拡充
従前の記録の閲覧等の制度では記録の閲覧等を行うことができるか否かが裁判所の裁量に委ねられていましたが、これを見直し、当事者が家事審判事件について記録の閲覧等を求めるときは、関係者のプライバシー等に配慮した例外を認めつつも、原則としてこれを認めることとしています。
- その他

一定の事件について、当事者の手続上の予測可能性を確保するために主張・立証の期限や審判をする日を定めることとし、また、原則として当事者の陳述を聴くものとするなど、当事者に適切かつ十分な主張・反論等の機会を保障するための特則を設けています。そのほか、裁判手続の記録化の規定や事実の調査の通知の規定を設けるなどとしています。



3 手続をより利用しやすくするための制度の創設・見直し

家事事件の手続をより利用しやすくするための制度を創設するなどしています。例えば、

- 電話会議・テレビ会議システムによる手続の創設
例えば遠隔地に居住する当事者が裁判所に出向く負担を軽減するため、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用して手続を進めることができるようにしています。
- 調停を成立させることができる方法の拡充
高等裁判所においても調停を行うことができることとし、また、離婚・離縁を除き、調停条項案の書面による受諾の方法や電話会議システム・テレビ会議システムを利用する方法により調停を成立させることができることとして、調停を成立させることができる方法を拡充しています。
- その他
手続上の救助の制度を導入したり、通訳人をつけることができるとする規定を設けるなどしています。

